

市第 79 号議案 横浜市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定

1 条例制定の趣旨

社会福祉法の改正により第 68 条の 5 において、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準を踏まえ、都道府県、指定都市等が条例で定めることが義務付けられましたので、本市においても条例を制定します。

2 条例案の概要

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）を標準・参酌し、主に以下のような無料低額宿泊所の設備及び運営の基準について条例で定めます。

(1) 無料低額宿泊所の定義

社会福祉法の規定により「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設で、他の法令により必要な規制が行われている等、事業の目的が明らかに異なる施設を除き、以下の事項を満たすものになります。

ア 次のいずれかを満たすこと

- (ア) 入居の対象者を生計困難者に限定していること。
- (イ) 入居者の総数に占める生活保護受給者がおおむね 50 パーセント以上であり、かつ、居室利用に係る契約が賃貸借契約以外の契約であること。
- (ウ) 入居者の総数に占める生活保護受給者がおおむね 50 パーセント以上であり、かつ、居室使用料及び共益費以外の費用を受領してサービスを提供していること。

イ 居室使用料が無料又は生活保護法の住宅扶助基準額以下であること

(2) 設備及び運営に関する基準

施設規模、職員等の配置、居室の構造や床面積等について、主に以下のような基準を定めます。

ア 省令と同基準とする主な基準

- (ア) 施設規模（定員）について
5 人以上が入居できること。
- (イ) 職員の配置について
施設長 1 名のほか、入居者数や提供するサービス内容に応じた職員を配置すること。
- (ウ) 職員の資格について

施設長については、社会福祉主事任用資格を有していること、若しくは、社会福祉事業等に 2 年以上従事していること、又は、これらと同等の能力を有すると認められること。

また、職員については、できる限り社会福祉主事任用資格を有していること。

(エ) 居室の構造について

定員を 1 人として、天井まで達した堅固な間仕切壁と扉を有する個室であること。

なお、既存の無料低額宿泊所で、これを満たしていない居室については、既入居者の転居等に要する期間等を勘案し、条例施行後 3 年以内に解消します。

(オ) 居室の床面積について

収納設備等を除き、7.43 平方メートル（約 4.5 畳）以上とすること。

なお、既存の無料低額宿泊所でこれを満たさない居室については、共用室の設置、改善計画を作成すること等を条件として、当分の間、施設の利用に供することを認めます。

(カ) 利用料について

費目の内容に応じて、実費やサービスを提供するために必要となる費用を勘案して設定した額とすること。

イ 省令から変更する基準

(ア) 暴力団排除について

職員等だけでなく、設置者についても暴力団、暴力団員等であってはならないことを追加規定します。

(イ) 居室床面積について

省令では地域の事情による特例（4.95 平方メートル（約 3 畳）以上）を設けていますが、条例ではこれを設けません。

3 市民意見募集について

意見募集期間 : 令和元年 9 月 2 日から同年 9 月 17 日まで（16 日間）

提出された意見 : 0 件

4 施行予定日

令和 2 年 4 月 1 日

参考資料

1 本市における無料低額宿泊所の状況

国に準じた無料低額宿泊所のガイドラインを定め、適正な設備と運営を指導しています。

施設数	定員数	入居者数
44 施設	1,456 人	1,235 人

(令和元年 10 月 1 日時点)

2 社会福祉法（抜粋）（平成 30 年 6 月 8 日制定 令和 2 年 4 月 1 日施行）

第 68 条の 5 都道府県は、社会福祉住居施設（※）の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（第 1 号から第 4 号まで及び第 3 項省略）

※ 社会福祉住居施設

住居を提供する施設を設置する第二種社会福祉事業で、現時点では無料低額宿泊所のみが該当します。

3 省令の主な規定

主な標準とすべき基準
<ul style="list-style-type: none">職員等の配置基準と資格要件（職員のうち 1 名は施設長とし、社会福祉主事任用要件等を満たすこと）居室の床面積基準（7.43 平方メートル以上、ただし地域事情によりこれにより難しい場合は 4.95 平方メートル以上）利用者の処遇及び安全確保並びに秘密の保持利用定員（5 名以上）
主な参酌とすべき基準
<ul style="list-style-type: none">居室以外の設備の設置構造設備等の一般原則（日照、採光、換気等の保健衛生や防災への配慮）入居者の状況把握施設運営に関すること 規程、非常災害対策、記録の整備、入退居、利用料の受領、サービス提供の方針、食事、入浴、状況把握、定員の遵守、衛生管理、金銭管理、掲示及び公表、広告、苦情の対応など